

学校安全総合対策マニュアル

1 基本方針

- (1) 保護優先順位
 - ① 生徒の生命身体の保護
 - ② 教職員等の生命身体の保護
 - ③ 学校財産の保護
- (2) 目的
 - ① 被害を未然に防止する。
 - ② 被害を最小限に食い止め、新たな被害、再発を防止する。
 - ③ 被害を可能な限り回復する。
- (3) 関係機関との密接な連携
 - 藤岡市教育委員会、PTA、藤岡警察署、消防署などと緊密な連携を図る。

2 家庭への連絡体制

- (1) 文書配付（生徒が登校しているとき）
- (2) 緊急連絡（時間的にゆとりがないとき）
 - ① 保護者へのメールによる一斉送信。
 - ② メール受信登録をしていない家庭は、自宅、携帯電話、緊急連絡先、職場へ連絡する。

3 平常時の予防策と準備

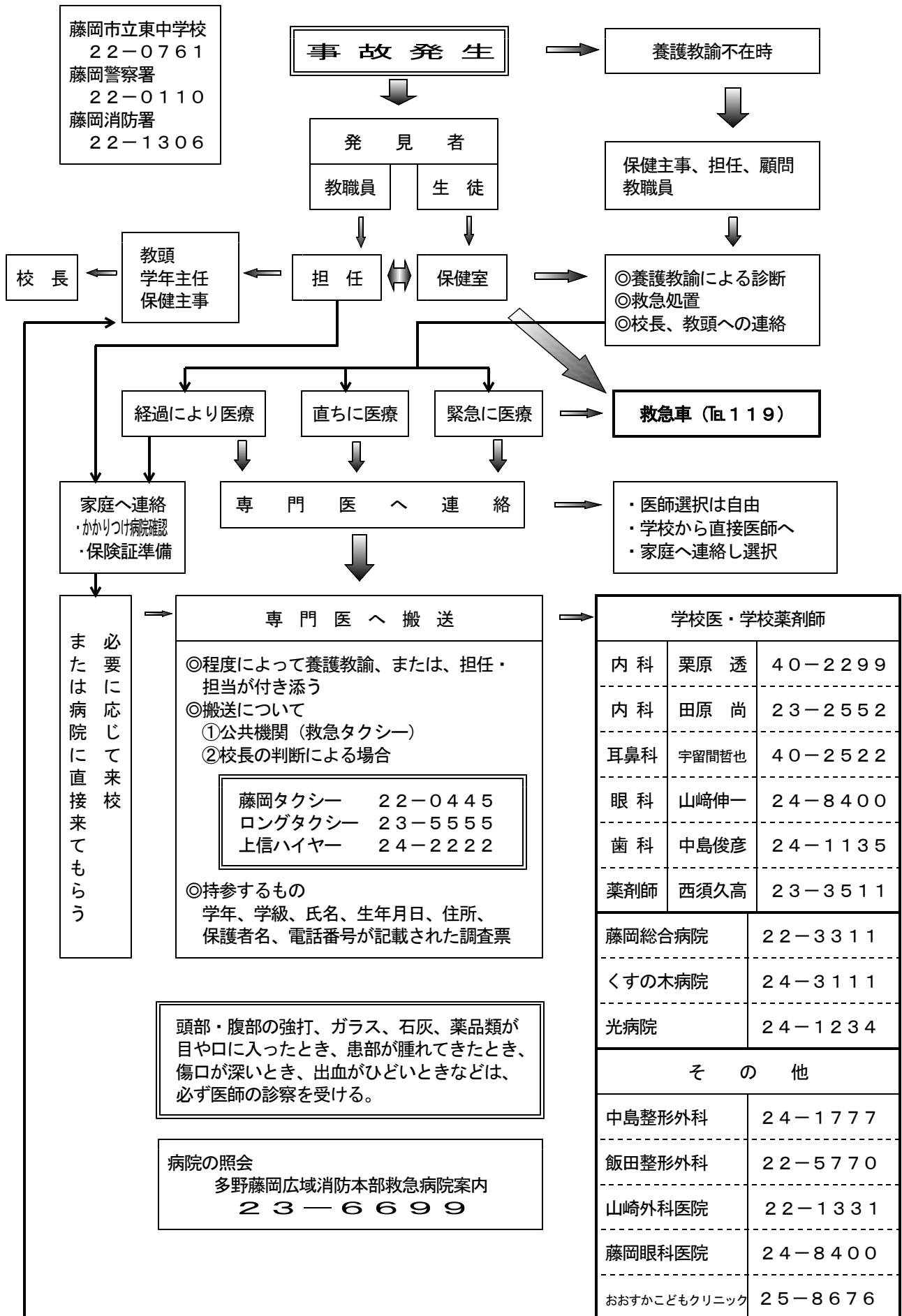
- (1) 学校においては安全教育部を中心に、安全教育の徹底、教職員の安全に対する研修等の企画・実施及び緊急事態への組織的対応を図る。
- (2) 常にマニュアルを確認し、発生を防ぐための活動、発生に供えての避難訓練等を行って、マニュアルがより円滑に機能するよう努める。

計画的な点検、職員の係分担、外部機関への連絡（教育委員会・PTA会長・警察・消防）
- (3) 非常持ち出し袋（各学級＝名簿、筆記用具等 職員室＝緊急連絡先一覧、引き渡し者一覧等）を備える。また、保健室には常に救急箱（バッグ）等を備え、全職員が利用できるようにしておく。
- (4) 管理職は、携帯電話等を常時携帯する。
- (5) 火災避難訓練、地震避難訓練、不審者侵入対策訓練は、関係者の協力を得て、実際的な内容で計画的に行い、生徒・教師の意識を高め、技能を養う。
- (6) 教師は、消火器・消火栓の使い方、人工呼吸、止血法、AED等の応急手当の技能を身につける。
- (7) 放送設備（一斉放送用）、インターホン、非常ベル（火災用）、のチェックは定期的に行う。

4 緊急事態が発生したときの対応

- ① マニュアルに基づいた、素早い、組織的な対応状況により、次の措置をとる。
- ② 関係機関（警察、消防署、教育委員会）への連絡
- ③ 事件事故対策本部の設置
 - ・ 記録・連絡・報告・情報提供
- ④ 危機が一段落した後の体制づくり
 - ・ 情報収集、整理
 - ・ 近隣学校、関係機関への連絡
 - ・ 報告書の作成
 - ・ 専門家による生徒、保護者、教職員への「心のケア」
 - ・ 保護者への説明
 - ・ 報道機関窓口の設置
 - ・ 教育再開への計画と準備

＜藤岡市立東中学校救急医療体制＞



<引き渡し（待機）の原則>

（１） 「生徒の待機・引き渡し」を行う場合

- ① 「震度５強」以上の地震の場合（被害状況により判断）
- ② 雷・台風等の自然災害により通常下校が危険な場合
- ③ その他通常に下校させることが困難と判断される場合

（２） 引き渡しの手順

① 事前準備

- ア 緊急連絡カード（引き渡しカード）の準備
- イ 引き渡し場所の決定（該当危機状況により臨機応変に対応）
原則優先順位 ① 体育館 ② 校庭 ③ 各教室

② 引き渡し

- ア 生徒待機場所担当職員以外（担任以外）の職員
保護者誘導 引き渡し場所、方法説明
- イ 生徒待機場所担当職員（担任）
 - ア 保護者・代理人であることの確認
 - イ 引き渡し確認（名簿にチェックする等）

③ 残った生徒の保護

個別連絡等を試み、引き渡しがいつ頃になるか見通しを持つ

（３） その他

- 引き渡しの手順等について、引き渡し訓練を行うなど保護者に周知する。
- 校外において発生した場合、現地の状況を判断し、適切な場所に待機させる。

＜自然災害時の登下校ガイドライン＞

(1) 気象警報発令時

午前6時前に暴風、大雨、大雪、洪水警報が発令された場合

- ① 午前6時より前に発令された場合 ⇨ 自宅待機とします
学校連絡メール「〇〇警報が発令されているため、生徒を自宅待機させてください。」
- ② 午前10時までに解除された場合 ⇨ 解除後、2時間後を登校時刻とします
学校連絡メール「〇〇時〇〇分、〇〇警報が解除されましたので、2時間後の△△時△△分までに登校させてください。」
- ③ 午前10時までに解除されない場合 ⇨ 原則として臨時休校としますが、解除されない場合でも、天候が回復した場合は、10時に登校・休校の判断をします。
学校連絡メール「本日は臨時休校とします。外出を避け、家庭学習をしっかりとしましょう。」
「天候が回復しましたので、△△時△△分までに登校させてください。」

午前6時～始業時刻前に暴風、大雨、大雪、洪水警報が発令された場合

- ① 自宅にいる場合 ⇨ 自宅待機とします
学校連絡メール「〇〇警報が発令されたため、生徒を自宅待機させてください。すでに家を出て、学校に向かっている場合はそのまま、登校させてください。」
- ② 登校中もしくは、登校している場合 ⇨ 解除されるまで学校で待機させます。
解除されない場合は保護者の迎えを要請することもあります。
*登校の判断は、上記「6時前発令」に準じて判断します。
学校連絡メール「〇〇警報が発令されたため、すでに家を出て、学校に向かっている場合はそのまま、登校させてください。下校時刻までに警報が解除されない場合は、学校で待機させ、解除後、下校させます。」
「気象状況が改善されず、生徒の下校が危険なため、保護者の迎えをお願いします。」

始業後、暴風、大雨、大雪、洪水警報が発令された場合

- ① 下校時間までに警報が発令された場合 ⇨ 解除されてから下校をさせます。
学校連絡メール「〇〇警報が発令されたため、解除されるまで学校で待機させます。」

*スクールバス利用者の生徒

美九里西小と相談の上、スクールバスの運行状況により、始業の遅延、自宅待機を決定します。他の生徒が登校している場合は、翌登校日より補充授業を行います。(H30年度、利用者なし)

(2) 大地震（震度5弱以上）発生時及び警戒宣言発令時

| | 震度5弱以上の地震が発生した場合 | 地震警戒宣言が発令された場合 |
|-----|---|---|
| 登校前 | 登校しない。 ○自宅で地震に対応してください。 | 登校しない。 ○自宅で地震に対応してください・ |
| 登校中 | 大きな揺れを感じた場合は自宅に戻るか、公共施設や学校に避難する。 ○余震に注意し、自宅か学校等に自分の判断で避難します。 | 登校する。 ○生徒は登校します。 |
| 在校中 | 安全確保後、下校する。 | 警戒宣言が解除された後、安全が確保されしだい下校する。 下校時刻を過ぎても解除されない場合は、保護者の迎えによって下校する。 |
| 下校中 | 大きな揺れを感じた場合は自宅に帰るか、公共施設や学校に避難する。 ○余震に注意し、自宅か学校等に自分の判断で避難します。 | 自宅に帰る。 ○生徒はそのまま下校して帰宅します。 |

*スクールバス利用者の扱い

美九里西小と相談の上、道路の安全が確保された後、運行する。(H30年度以降利用者なし)

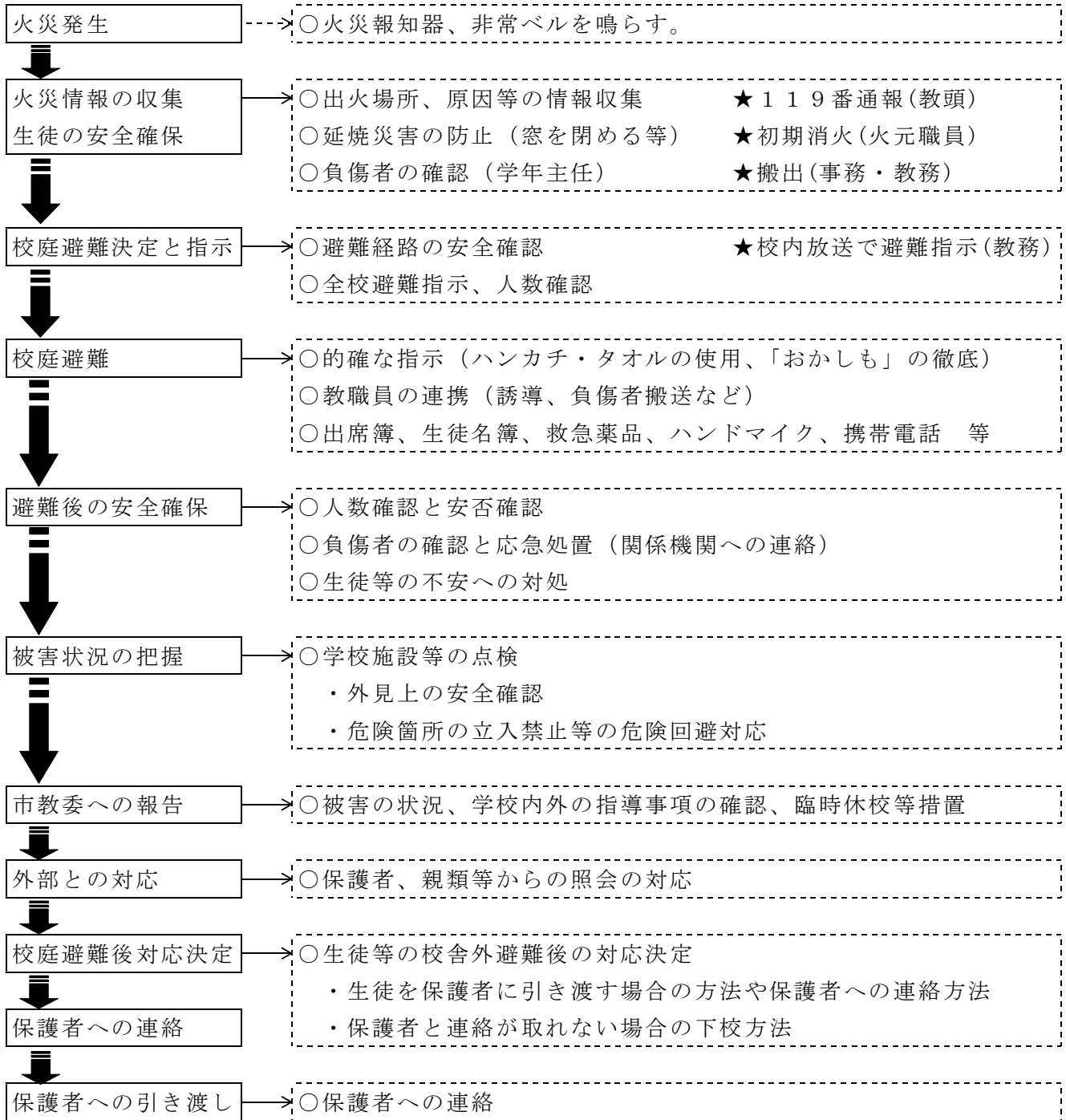
*役職ごとの対応

| | |
|--------|--|
| ○管理職 | 市教委及び給食センターへの連絡 学校連絡メールで保護者に通知 |
| ○担任 | 学校連絡メールに登録していない生徒へ電話で連絡 |
| ○教職員全員 | 危険を避け、十分に安全を確保した上で出勤する。その上で出勤時刻に遅くれたり、出勤できなかつたりした場合は、自宅待機とし、遅刻や欠勤扱いにしない。 状況は管理職に随時連絡する。 |

(3) 上記以外の緊急対応

当日、大雪や台風の接近が予想される場合は、午前5時30分に管理職で判断し、5時50分に職員、6時に保護者に学校連絡メールで緊急連絡する。

1 火災災害への緊急対応



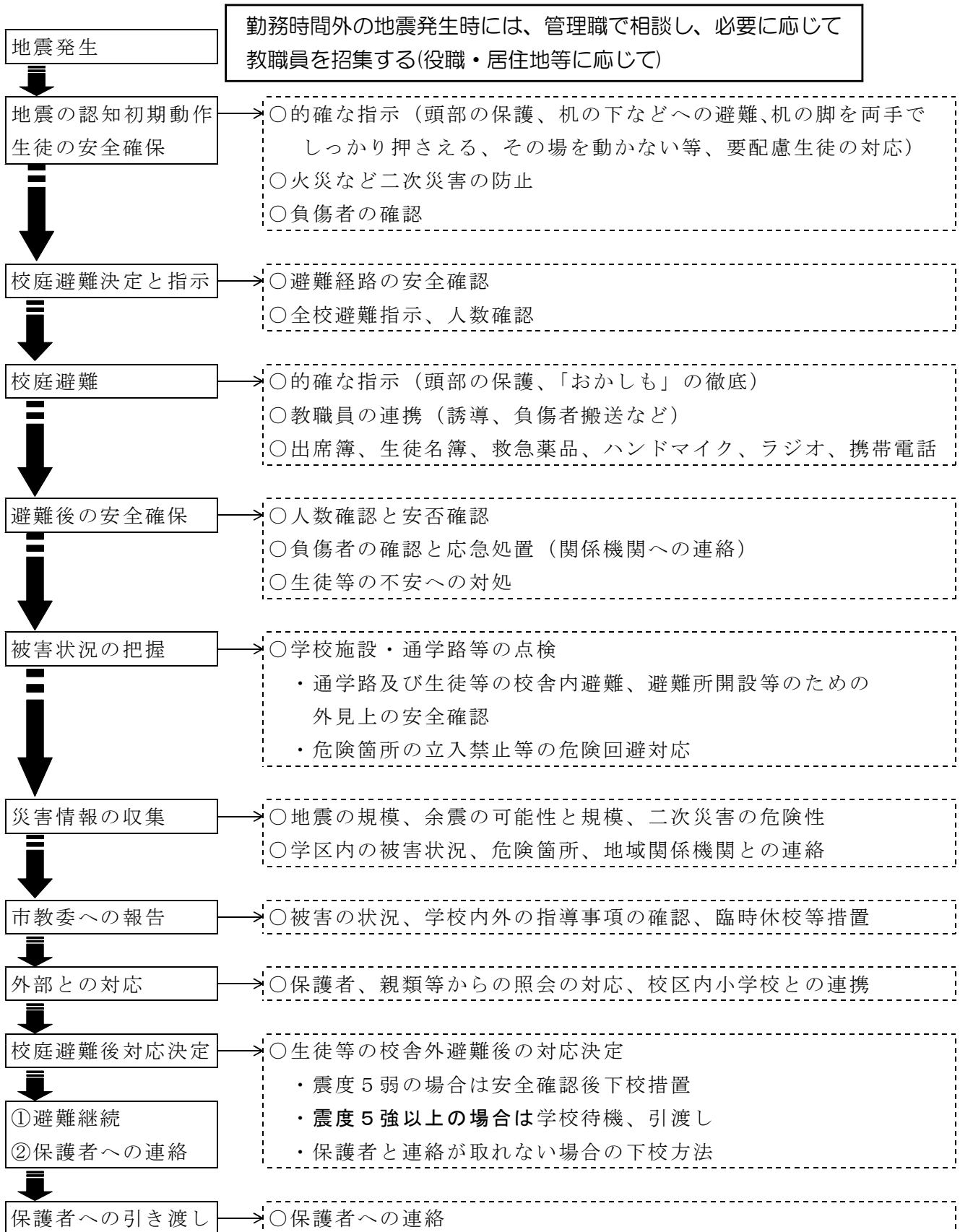
* 休日等の防火管理＝休日及び夜間の防火管理は、藤岡市立小中学校警備員サービス規定により、警備保障会社があたります。

富士防災警備株式会社

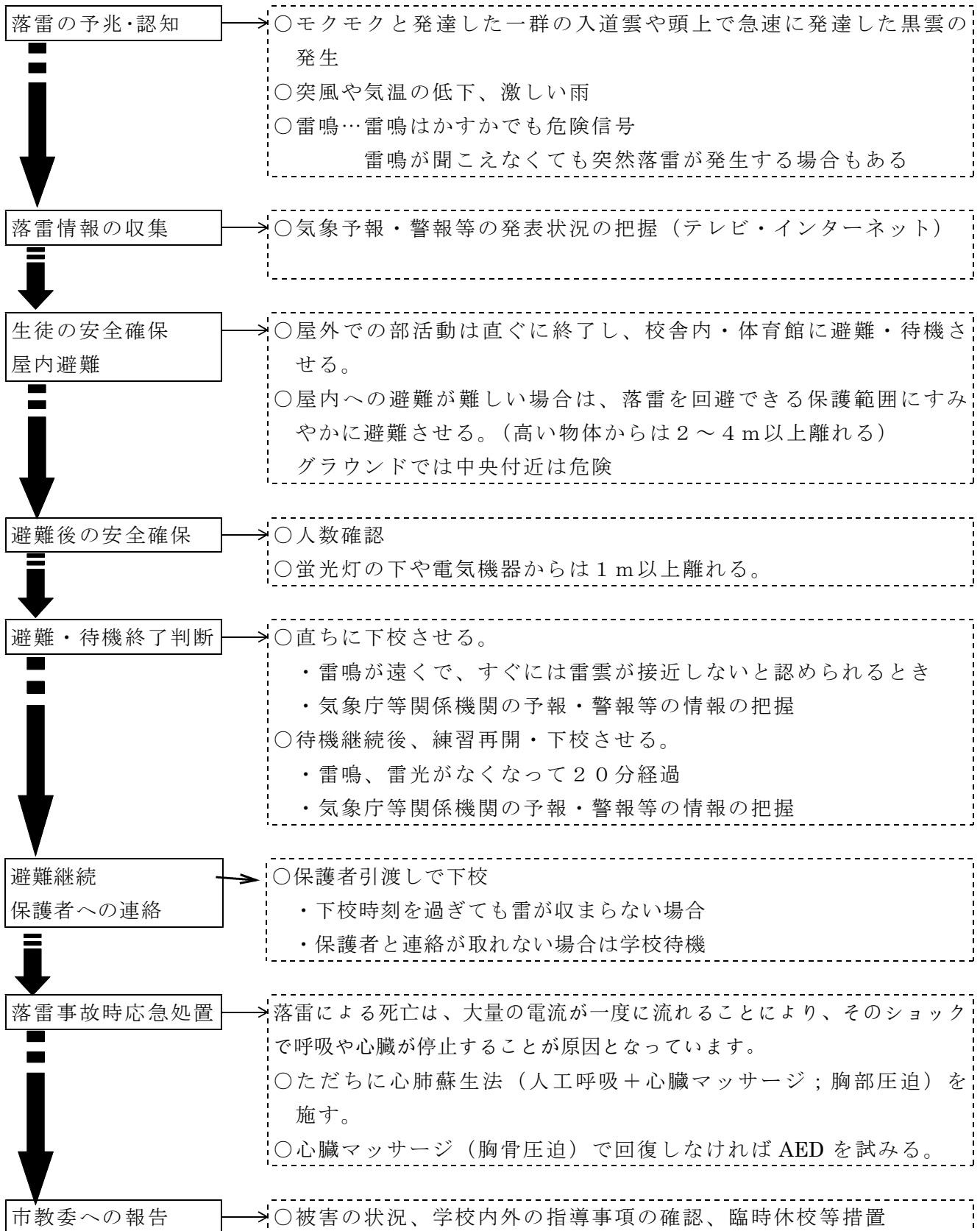
埼玉県秩父市上宮地町25-10

電話0494-23-5771

2 地震災害への緊急対応



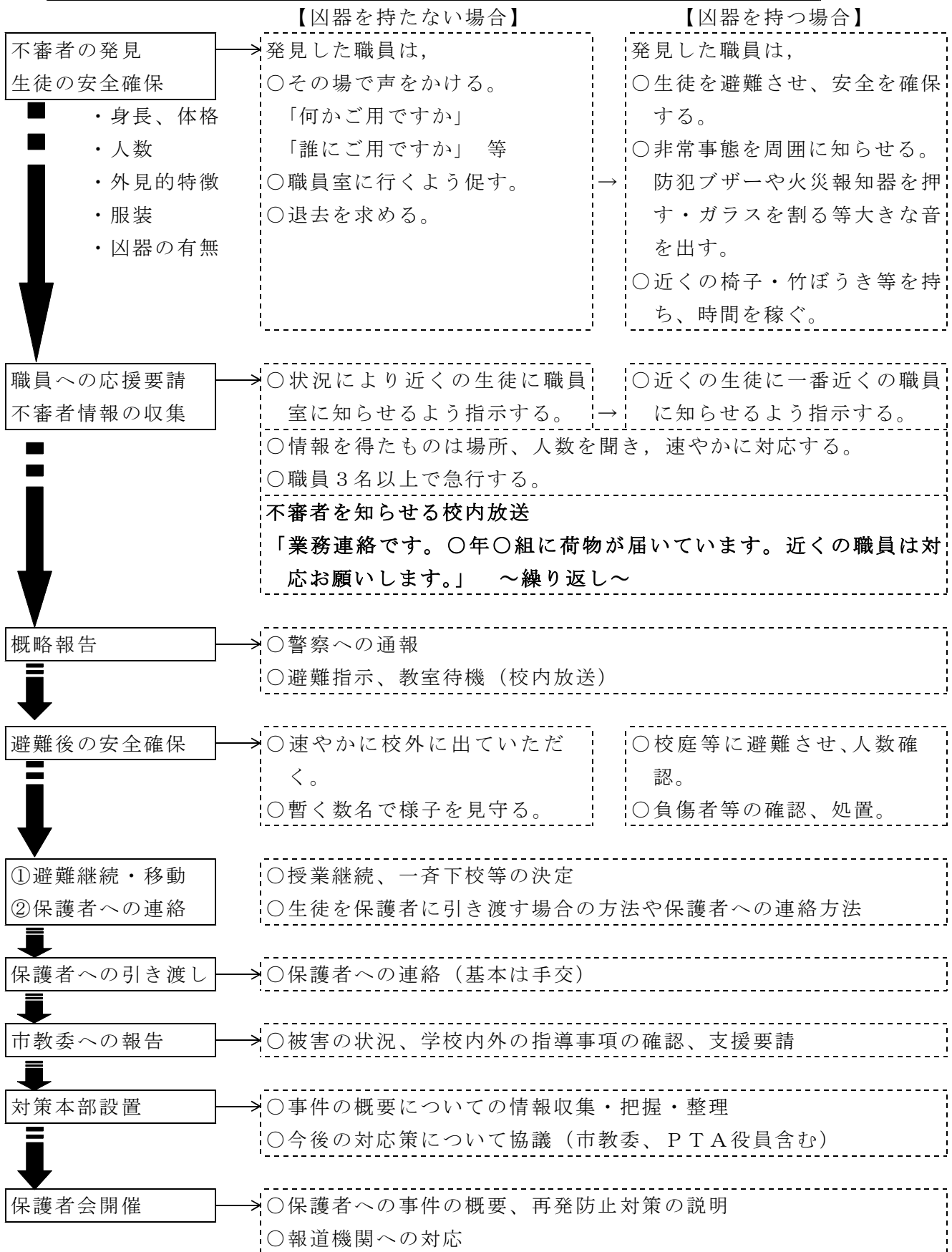
3 落雷事故への緊急対応



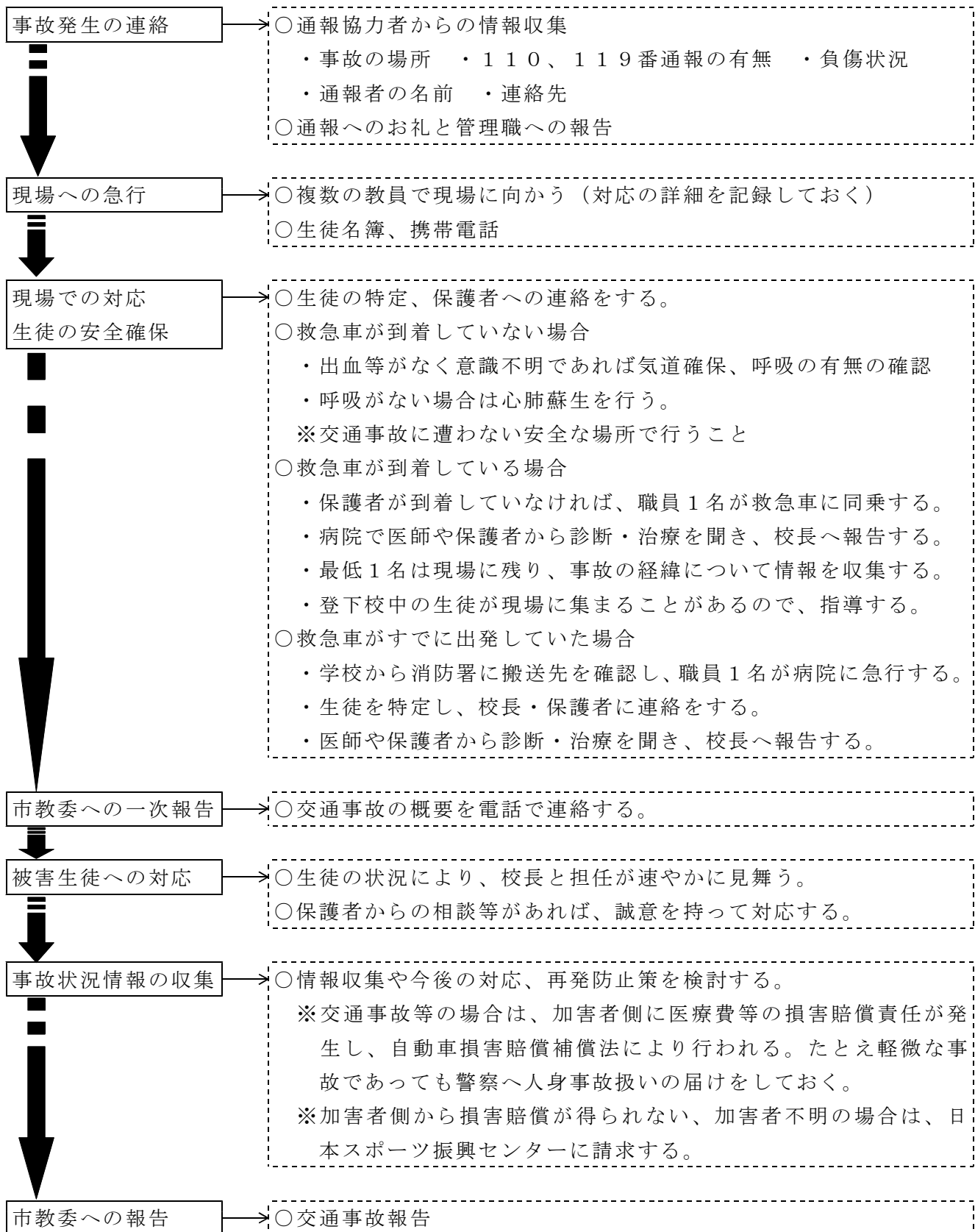
4 不審者侵入への緊急対応

生徒・職員の安全確保を第一とする

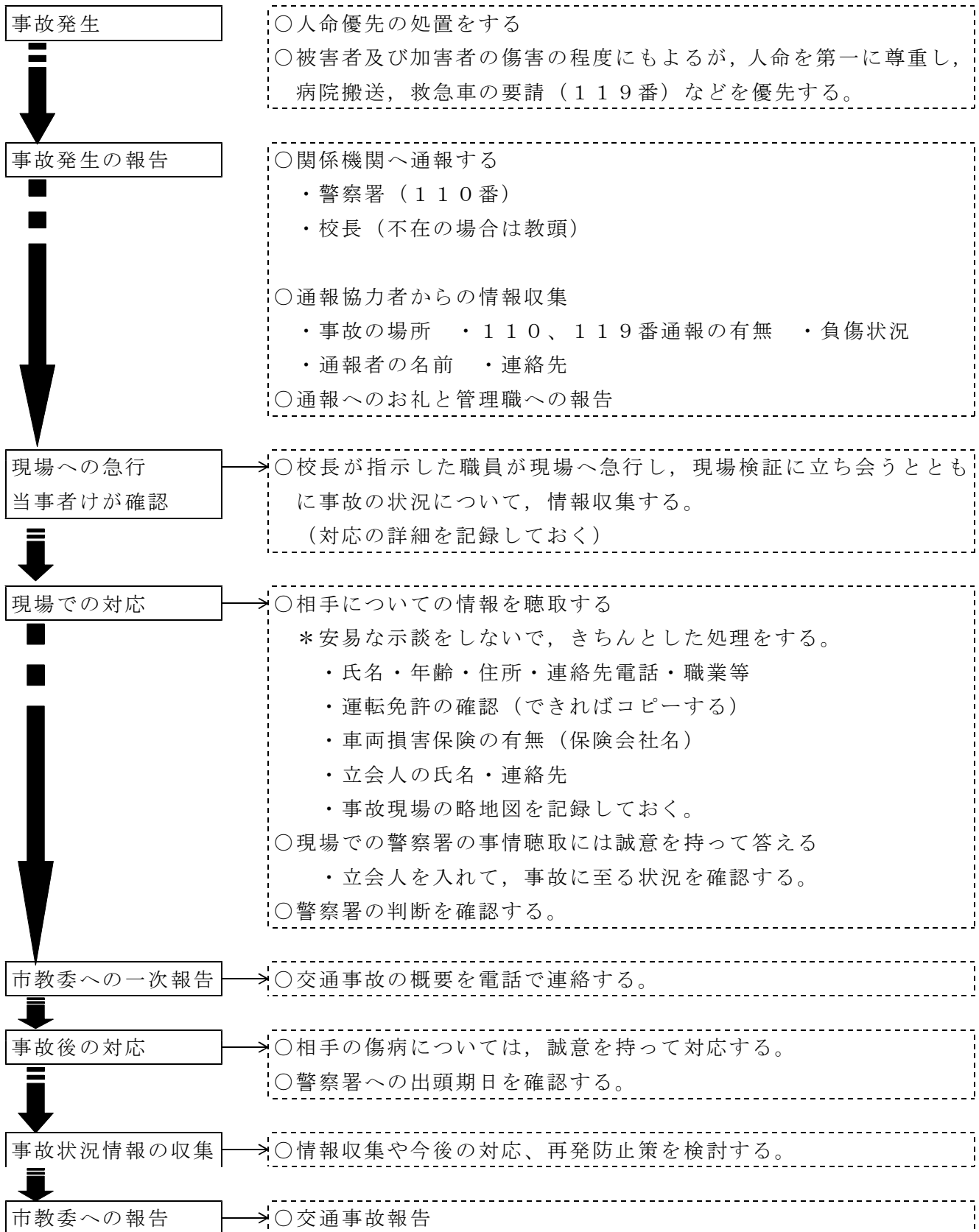
警察が到着するまでの時間の確保が目的であり、不審者の確保が目的ではない



5 登下校中の生徒の交通事故への緊急対応



6 教職員の交通事故への緊急対応



7 学校以外での不審者(声かけ・連れ去り)への対応

○登下校時の対応

- ①日常的に校区内の危険な場所(人通りが少ない・暗い・交通量が多い登)の状況を把握しておく。
- ②校区内安全マップをつくる。
- ③防犯ブザーの携帯の必要性を保護者・生徒に周知する。
- ④地域の方にも防犯ブザーの存在を周知する。

| 生徒への指導 | 保護者・地域へのお願い |
|--|---|
| ○通学路の確認 ※人通りの少ないところは避ける。 ○防犯ブザーの携帯 ○安心の家等の周知 ※危険を感じたら大きな声を出し、ど の家でもいいから駆け込む。 ○公園などで一人遊びをしない。 ○マンションなどの共同住宅内でも気 をつける。 | ○通学路の確認を親もする。 ※用心するところを言い聞かせる。 ○健全育成協・民生児童委員・自治会長等 の信頼を得、協力を願う。 ○防犯ブザーの存在を周知する。 |

○不審電話に対する対応

| 生徒への指導 | 保護者へのお願い |
|--|---|
| ○友人の名前や電話番号を尋ねる電話が かかったときは、大人とかわる。 ○大人がいないときは、「親がいないので わかりません。」とって電話を切る。 続けてかかってきて脅かされたりして も、ひるまず切る。 ○不審な電話があったときには、必ず親 に伝え、学校(担任)にも知らせる。 | ○事実の場合も考えられるときは、「いつ たん切って、こちらからかけ直します」 とって相手方の電話番号を聞き出す。 (はっきり言わない場合は不審電話と判 断する) ○公的な機関名やP T A関係を名乗る場合 も通常個人宅へ電話することはない。 不審電話があった場合は、必ず学校や担 任へ連絡する。 |

○生徒が朝、登校してない時の対応(下校後家に着いていない時も同様)

- ① 家庭より連絡がなかったか職員室(全職員)に確認する。
- ② 家庭に電話で確認する。
- ③ 家を出ていたら、手の空いている職員が登校経路を探しに出る。(携帯で連絡を取り合う)
- ④ 登校経路で生徒を発見できなかつたら、学校に連絡、職員による搜索計画(搜索箇所、搜索者等)を作成する。
- ⑤ できるだけ多くの職員が搜索計画により出動。
- ⑥ 教育委員会に、その旨を連絡する。(教育委員会より西部教育事務所に連絡してもらう)
- ⑦ 携帯電話で情報交換、状況報告。(学校の電話は、家庭、外部の人が使用するので控える)
- ⑧ 管理職を中心にした行動。外部への連絡、報告は、校長(教頭)のみとする。

8 熱中症への対応

(1) 熱中症の起こりやすい気象・環境・活動条件

- ① 前日までに比べ、急に気温が上がった場合
- ② 梅雨明けをしたばかりの時
- ③ 湿度が高い場合
- ④ 休み明けや部活動の初日など
- ⑤ 食事や睡眠が不十分で体調不良の時

(2) 熱中症予防のポイント

- ① 朝の健康観察での確認…睡眠時間、朝食摂取(塩分摂取も重要)、発熱、下痢、疲労など
- ② 授業中や休み時間(WBGT 31度以上ある場合)
 - ・原則として、全ての運動を中止する。
 - ・運動部活動については、顧問指導のもと、WBGT計を確認しながら活動時間・内容の軽減や休憩を入れたり、水分補給を十分にしたりすること。
 - ・体調の変化を早めに本人から申し出るよう周知しておく。

(3) 具体的対応

| | | | |
|-------|---|---|--|
| ①重症度Ⅰ | <ul style="list-style-type: none">・めまい、立ちくらみがある・筋肉のこむら返りがある・汗がふいてもふいても出てくる。 | ⇒ | <ul style="list-style-type: none">・水分・塩分を補給する。*保護者に連絡し体調により受診するよう伝える。 |
| ②重症度Ⅱ | <ul style="list-style-type: none">・頭ががらがんする。(頭痛)・吐き気がする。(吐く)・からだがだるい。(倦怠感) | ⇒ | <ul style="list-style-type: none">・足を高くして休ませる。・水分・塩分を摂らせる。・自分で水分、塩分をとれない場合はすぐ病院へ。*救急車の要請に躊躇しない。 |
| ③重症度Ⅲ | <ul style="list-style-type: none">・意識がない・体がひきつける(痙攣)・呼びかけに対し返事がおかしい・まっすぐ歩けない、走れない・高い体温である | ⇒ | <ul style="list-style-type: none">・すぐに救急隊の要請・水や氷で冷やす。 (首・わきの下・足のつけ付け根) |

(4) 役割分担

○校長

- ・児童生徒の状態把握
- ・救急車要請の判断
- ・全校への対応判断、指示

○教頭

- ・通報者からの聞き取り
- ・情報集約
- ・対応記録
- ・報告書作成
- *救急搬送の場合は管理職も保護者対応

○養護教諭・学級担任・顧問

- ・状態の把握 (一緒にいた児童生徒から)
- ・必要な処置(応急処置)
- ・救急車の要請(必要に応じて)
- ・病院への付き添い
- ・搬送先の確認報告
- ・学校への状況報告
- ・保護者への連絡(状況説明、搬送先の報告)

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。落ち着いて、状況を確認してから対処しましょう。最初の措置が肝心です。

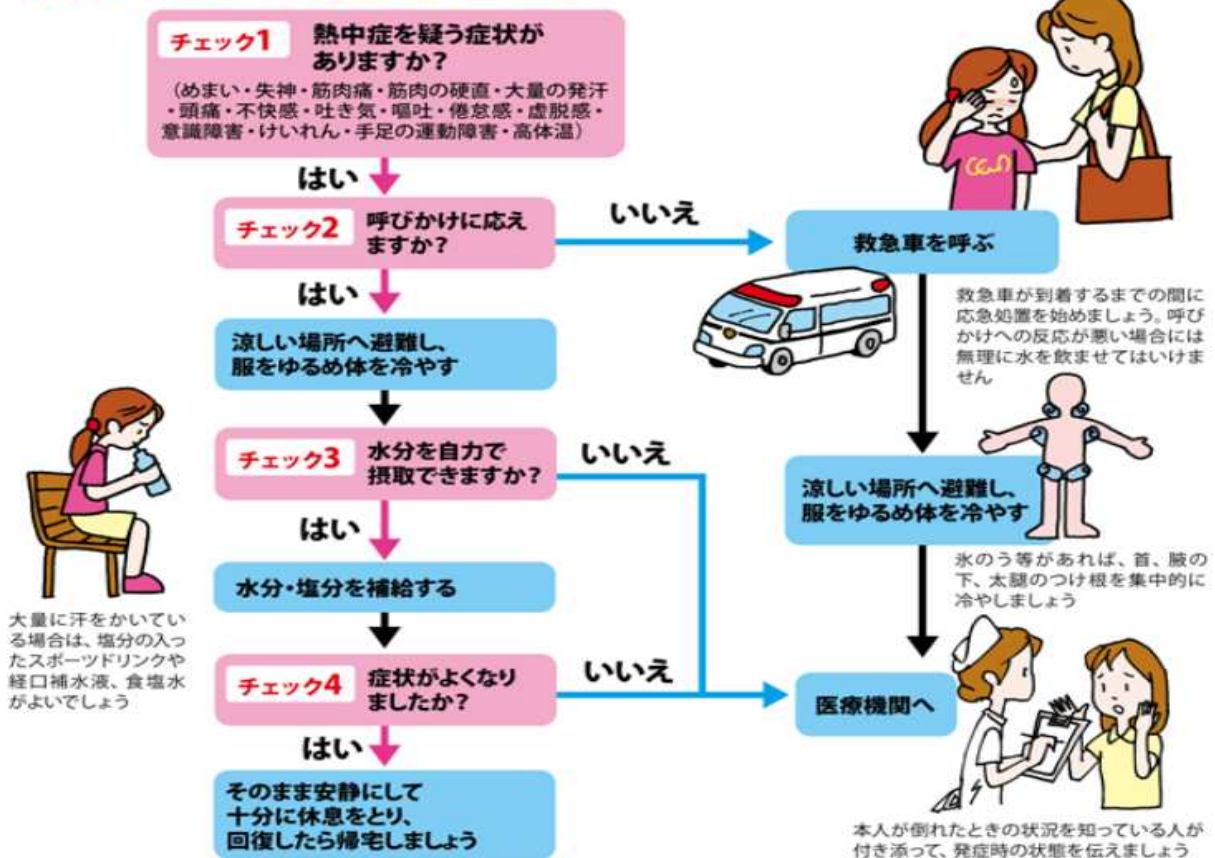


図2-7 熱中症を疑ったときには何をすべきか

出典：環境省「熱中症環境保健マニュアル2018」p.24

9 インフルエンザ・コロナ等感染症への対応

(1) 学校外で発生した場合

- ア 生徒の健康観察の徹底
- イ 基礎疾患のある生徒への対応の検討

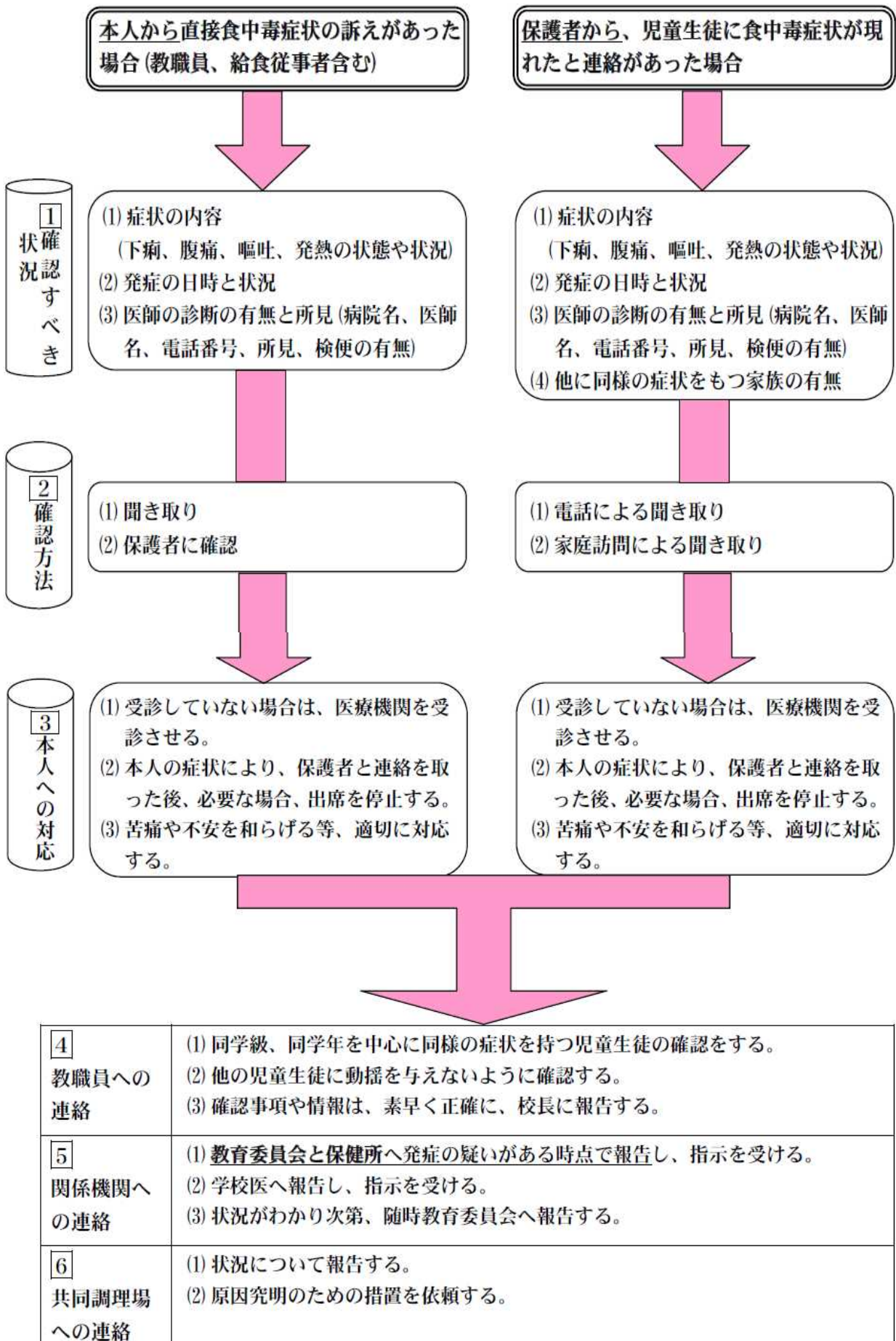
(2) 学校内で発生した場合

- ア マスク等の対策をさせ、保健室に移動
- イ 保護者へ連絡・受診の依頼
- ウ 学校医への報告・相談 教育委員会への報告 藤岡保健福祉事務所への連絡
(食中毒の場合は給食センターへも報告)
- エ 教職員での情報共有・役割分担
- オ 各学級での保健観察
- カ 臨時休業等の検討・対応

(3) 学級閉鎖等の対応

- ア 生徒への説明・家庭への説明（通知等）
- イ 閉鎖中の生徒の状況把握
- ウ 閉鎖明けの体制づくり

10 食中毒への対応

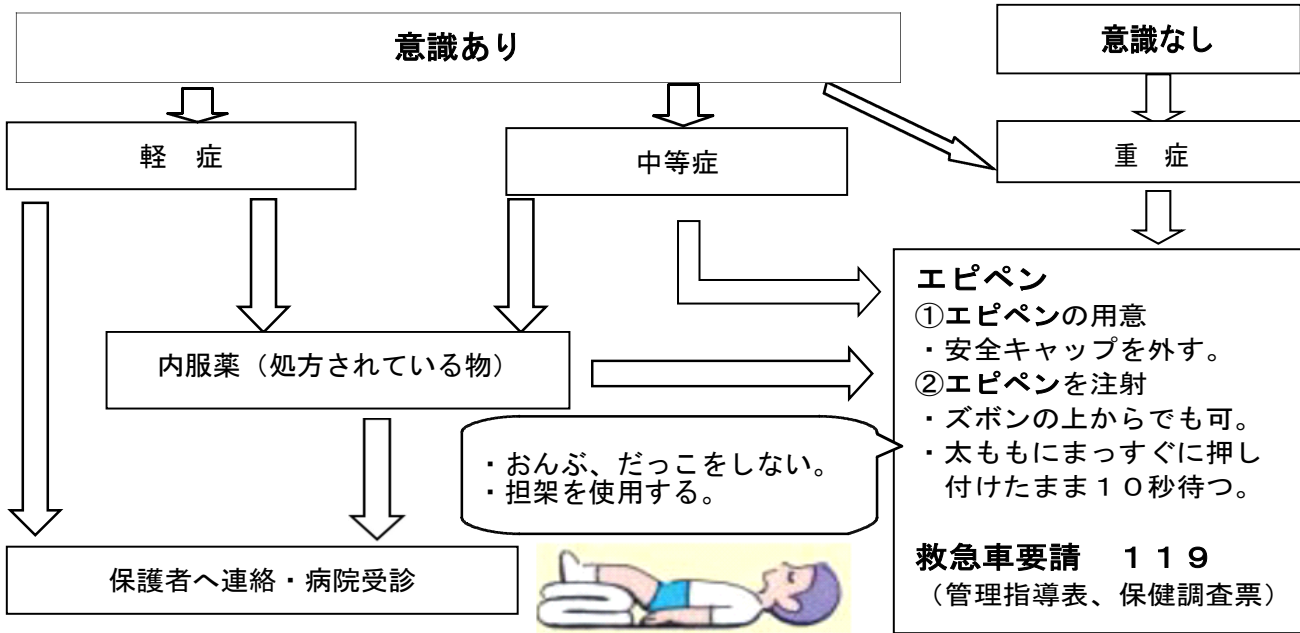


11 食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応

* 使用する薬剤の管理を行う場合には、主治医・学校医・学校薬剤師等の指導の下、保護者と十分に協議して、その方法を決定すること。

衣服や体にアレルギーの原因食物がついてしまった。 ⇒ 服や体についてアレルギーの原因食物を拭き取り、手をよく洗わせる。かゆみがある場合は、(かゆみ止め)を塗る。

アレルギー食物を食べてしまった場合 ⇒ 口から出し、口をすすがせる。



【症状と対応】

食べた時と症状が出た時間をチェック！
安静にする！ 一人にしない！
症状が一つでもあれば積極的に治療しましょう！

の観察が大切！

| | 皮膚 | 呼吸 | お腹 | 全身 | 治療 | 対応 |
|------------|--|----|----|----|--------------------------------------|--|
| 軽症 | 部分的な赤みや蕁麻疹、軽い痒み | | | | 抗ヒスタミン薬内服() | → 対応: 症状が進行、または30分以上続くようならステロイド薬内服の上で医療機関を受診 |
| | 単発の咳、くしゃみ | | | | | |
| | 口の痒みや違和感、唇の軽い腫れ | | | | | |
| 中等症 | 全身の赤みや蕁麻疹、強い痒み | | | | 抗ヒスタミン薬内服() | → 対応: ただちに医療機関を受診 ★嘔吐が1回だけで他症状がなく、元気であれば内服しなくてもよい ★症状が進行するようなら重症の対応を行う |
| | 蕁麻疹が10個以上、臉や唇が腫れ上がる | | | | ステロイド薬内服() | |
| | 鼻水、鼻づまり、咳を繰り返す、喉の痒み | | | | | |
| | 1回の嘔吐や下痢、腹痛 | | | | | |
| | 元気がない | | | | | |
| 重症 | のどや胸が締めつけられる、声がかすれる | | | | 治療: エピペンを使用した上で | → 対応: ただちに救急車で医療機関を受診 担架で移動 |
| | 持続する強い咳き込み、犬が吠えるような咳(ケンケン)、ゼーゼーする呼吸、息苦しい | | | | 可能なら ・抗ヒスタミン内服() ・ステロイド薬内服() | |
| | 繰り返して吐き続ける、持続する強い腹痛 | | | | | |
| | 唇や爪が青白い、脈を触れにくい・不規則 | | | | | |
| | ぐったり、意識がもうろう、尿や便をもらす | | | | | |

食物アレルギー診療ガイドライン2012に準拠

12 ミサイル攻撃への対応

◎北朝鮮のミサイル発射に関わるJアラート発令時の対応

(1) 登校前に自宅にいる場合

- ア、Jアラートが発令された時は、登校を控え自宅の安全な場所に待機して、身の安全を確保する。(学校からの緊急メールはなし)
- イ、学校側で、弾道ミサイルが着弾したことをJアラートや報道等で確認し、安全であることを判断した後に、緊急メールにより登校を開始する旨の連絡を行う。

(2) 学校から下校する場合

- ア、Jアラートが発令された時は、下校を控え校舎内に避難させる。(学校からの緊急メールはなし)
- イ、学校側で、弾道ミサイルが着弾したことをJアラートや報道等で確認し、安全であることを判断した後に、緊急メールにより下校を開始する旨の連絡を行う。

(3) 登下校中

- ア、弾道ミサイルの発射を知ったときには、近くのできるだけ頑丈な建物等に避難する。
- イ、近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動

②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。



国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために



事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryoyu/hogo_manual.html

— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧いただけます —



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai



Jアラート (例)直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが落下するものとみられます。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

近くの建物の中か
地下に避難。

(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。

建物が
ない場合

物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合

窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する。

近くに
ミサイル
落下!

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

(1) 危機対応の態勢

○素早く状況を把握しながら、目の前の当面の対応をしつつ、並行して対応態勢を整える。

(2) 状況の把握

○何が起こったのか、客観的で正確な事実を把握する。また、学校や教育委員会の「対応経過」を時系列でメモしておく。なお、自殺かどうかは推測や報道内容で判断しないように注意する。

(3) 当面の対応

○現実には、状況の把握が十分できないままでも当面の対応を始めることになる。当面の対応を以下の通り。

- ・校内で起こった事案の場合…校内で起こった事案であれば、現場での応急処置や居合わせた子どもへの対応、外部からの問い合わせへの対応、警察との連携、報道への対応などさまざまな現場対応がまず必要となる。
- ・遺族への対応…校長、担任、連絡窓口となる教職員（個別担当）の訪問を急ぐ。また、事実の公表について了解を得る。
- ・記者会見…2社以上の取材（依頼）があった場合には開くつもりで準備を始める。
- ・保護者会…すぐに開くつもりで準備を始める。
- ・学校再開の方針…学校再開（発生後に初めて子どもが登校する日を「学校再開日」と呼ぶ）の方針が決まらなると、他の方針も決めにくくなる。自殺の影響が学校全体に及ぶと、自殺のリスクのある子どもに連鎖（後追い）する可能性があるため、休校は避け、学校の日常活動を段階的に早期に平常化させるのが基本。もちろん、亡くなった子の死を悼むこととの間にバランスを慎重にとる。遺族と接触を続け、理解と協力を得ながら行う必要がある。

(4) 目標

○対応に追われて本質を見失わないよう、何をすべきかイメージしやすい目標を掲げる。以下は最初の数日間における初期目標の例である。

* 初期目標の例

- ・遺族の気持ちに寄り添うこと
- ・心のケア
- ・学校の日常活動の回復
- ・自殺の連鎖（後追い）防止

(5) 対応態勢

○対応態勢について

*適切なリーダーシップ

- ・校長は、遺族への対応はもちろん、保護者会、記者会見などで自ら前面に立ち、陣頭指揮をとる。もちろん、全て校長が直接行うことはできないので、保護者への対応窓口、報道への対応窓口、遺族への連絡担当者などを置き、チームとして対応する。代理も必要となることがある。
- ・危機時に適切な判断をするには、それなりの知識と経験を必要とする。

(6) 学校危機の実務

○経験のある教育委員会職員やスクールカウンセラーなどの助言をよく聴いた上で判断する。

(7) 必要な人員の確保

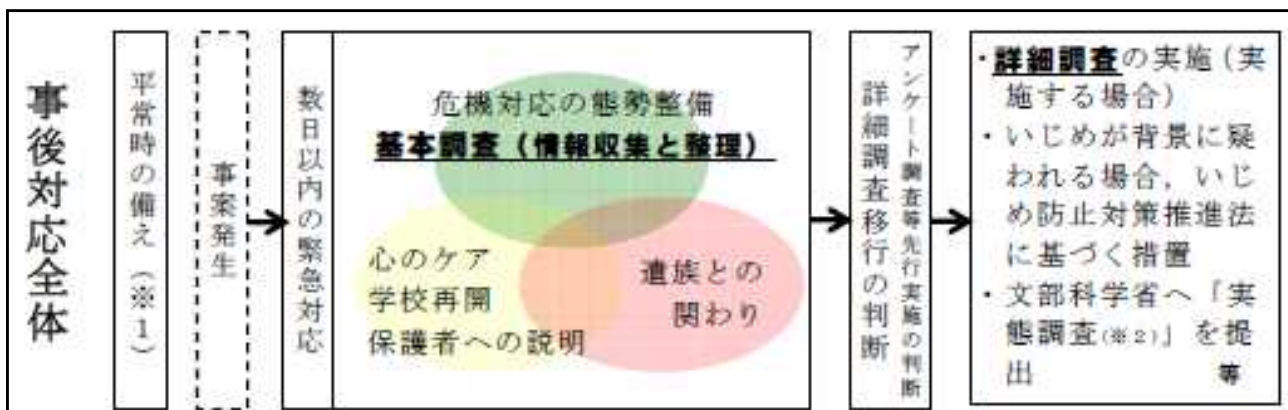
○危機時には様々な対応を集中して行う必要があるため、的確な方針と実施のためのマンパワーが必要となる。最初の3日間は、教育委員会は常時複数の職員（実務経験のある職員を含む）を派遣し、助言とともに、学校では手が回らない部分をサポートする。想定外のことが次々に発生するのが危機であるから、多少オーバーぐらいの態勢で臨む。

○臨時に教師の補充が必要な場合には、教育委員会が速やかに対応してもらおう。例えば、教頭や教務主任等が授業を担当しながら危機対応の中核を担うことは困難なので、授業を代わりに行う教師が必要になる。

(8) 危機時の役割分担

○危機時には校長など一部の管理職、当該担任、養護教諭等の負担が大きくなる。これら教職員の負担を軽減し、その役割に集中できるように、担当者置いて役割分担する。現実には一人で何役かをこなさなければならぬし、校長自ら行ったり、教育委員会職員が担う役割も出てくる。

○これらの役割分担は平時に決めて備えておく必要がある。単純に校内分掌をあてるといざという時に機能しないことがあるかもしれないので、適材適所を考慮する。また、あらかじめ代理も決めておく。



14 学校事故等によるマスコミへの対応

(1) 取材前に

- マスコミが学校に来る前に、関係職員で速やかに対応について協議する。
(校長・教頭・教務主任・生活指導主任・担当学年主任・担任等)
 - ・関係児童(職員)への対応
 - ・関係機関への連絡…教育委員会へ報告し指示をあおぐ
 - ・関係児童に関する情報収集
 - ・役割分担の確認
 - ・今後の対応
 - ・マスコミ対応についての確認

(2) 基本的な視点

- 取材申し込み等の外部との窓口は一本化(校長または教頭)する。
 - *電話での取材は内容等の誤解を招くので、応じない方向で進める。
 - *取材場所、取材時間を取り決める。
 - ・授業や教育活動に支障のない範囲ですすめる。
- 記者会見を設定し、個々の報道各社の取材に応じないようにする。
 - ・校内対応が遅れないようにする。
- 児童の教育、人権の保障を常に考えて対応する。
- 取材場所は校長室等を使用する。
 - ・校内での自由な取材は許可しない方向で進める。
- トラブル防止のため2名以上で対応する。
 - ・原則として校長・教頭・教務
- あらかじめ予想される質問を考え、きちんと答えられるように準備しておく。
 - ・事故に対する学校の態度
 - ・事故後の学校の対応
 - ・今後の指導方針
 - ・事故前の学校の指導や留意していたこと等

(3) 取材を始める前に

- 報道機関名、担当記者名を確認する。
 - 取材に応じる時間を確認する。(○時○分～○時○分まで)
 - 報道陣の入る場所を限定する。
 - *児童に動揺を与えないという観点から
 - 児童の人権や教育上の配慮事項等の約束をする。
- ※学校は教育の場であり、児童の教育と人権を守らなくてはならないので、以下の点について理解を求める。
- ①生徒や関係者の実名を公表しない。
 - ②生徒等の顔写真の掲載や発表はしない。
 - ③生徒や教師への直接インタビューは、校内では原則としてしない。
 - ・児童の動揺を抑え、少しでも早く落ち着かせる観点から、報道陣への理解を求める。どう

してもというときには、教師や上司の付き添いのもとで行う。

- ④授業風景の写真やビデオ撮影，授業中の教室への出入りは次の観点から原則としてしない。
 - ・生徒に動揺を与え，授業に支障がある。
 - ・生徒の顔が写り，人権上問題がある。
- ⑤校内を撮影するときは，撮影してもよい時間，撮影してもよい場所を指示し，必ず教師が案内するので，それに従ってほしい。

(4) 取材中の対応

- 憶測や推量で答えない。
- 事実のみ，必要な部分について答える。
 - ・質問に対して，曖昧なことは「確認中」「まだ確認していない」と答える。
- 質問以外の余分なことに触れないようにする。
- 生徒の人権を守ることを第一に考える。
- 時間を守り，長引かないようにする。

(5) その他

- ①事故対応の役割を決めておく。
 - 校内の指揮・総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・校長，教頭
 - 校内への指示事項伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭，教務主任
 - ・教頭は対外的対応に追われると予想されるので，教務が中心となる。
 - 外部関係機関への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭
 - ・事故報告(第一報は電話報告)・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭
 - ・事故報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭
 - ・教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・校長(教頭)
 - 当該生徒への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・担任
 - 記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・教務，担任
 - ・時刻，相手，内容をもれなく記録する。
 - ・記録は事故後のすべての対応について，内容・時刻・相手について記述する。
 - ・報告文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭，生活指導主任，担任
 - 電話対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務(教頭)
 - 校内資料の収集整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導部
 - 該当生徒の情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・担任(速やかに)
- ②各種の情報や噂に惑わされないようにする。
- ③保護者，PTA役員等への事情説明は，はっきりしていることを，できるだけ早い段階で行い，憶測による無責任な噂や中傷が流れないように理解と協力を求める。
- ④「今，学校では何をすることがよいのか」を基準にして，方策を検討する。
- ⑤できるだけ手厚く，可能な限り最善を尽くす。
 - 児童入院の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・その日のうちに見舞う。
 - 死亡の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・弔問，通夜，告別式，初七日，四十九日の焼香
 - 校長，教頭，教務主任，生活指導主任，担任，関係職員ができる限り毎日通う。

15 安全管理・指導体制チェックポイント

○安全管理体制の整備

- ① 学校安全計画の作成
- ② 学校安全担当者の校務分掌への位置付けと安全に関わる職員研修の実施
- ③ 様々な事件・事故、自然災害に対応する実効性の高い学校独自の危機管理マニュアルの整備
- ④ 定期的・日常的な安全点検の実施と速やかな対応
- ⑤ 教職員の救急救命法(心肺蘇生法・AED使用法)の習得
- ⑥ 安全意識を高めるための生徒会による自主的な取組
- ⑦ メール等による緊急情報配信システムの整備
- ⑧ 緊急時における生徒の登下校時指導等、学校の対応方針の明確化
- ⑨ 安全に関する学校の取組等の保護者・地域への情報提供、WEBページの活用
- ⑩ 生徒の通学路・通学方法の確認と通学路の安全点検の実施
- ⑪ 学校事故情報の共有(校内発生事故、新聞情報の提供など)

○生活安全

- ① 防犯に関する危険予測学習(KYT)の計画的な実施
- ② 生徒による地域安全マップづくり
- ③ 校内への不審者侵入及び校外での遭遇を想定した生徒の防犯教室の実施
- ④ 校内への不審者侵入及び校外での遭遇を想定した教職員の研修の実施
- ⑤ 校門の管理や受付体制の整備等、不審者侵入防止に向けた安全管理対策の徹底
- ⑥ 地域のあんしんの家等の確認
- ⑦ 施設・設備等の定期的・日常的な安全点検の実施と速やかな対応

○交通安全

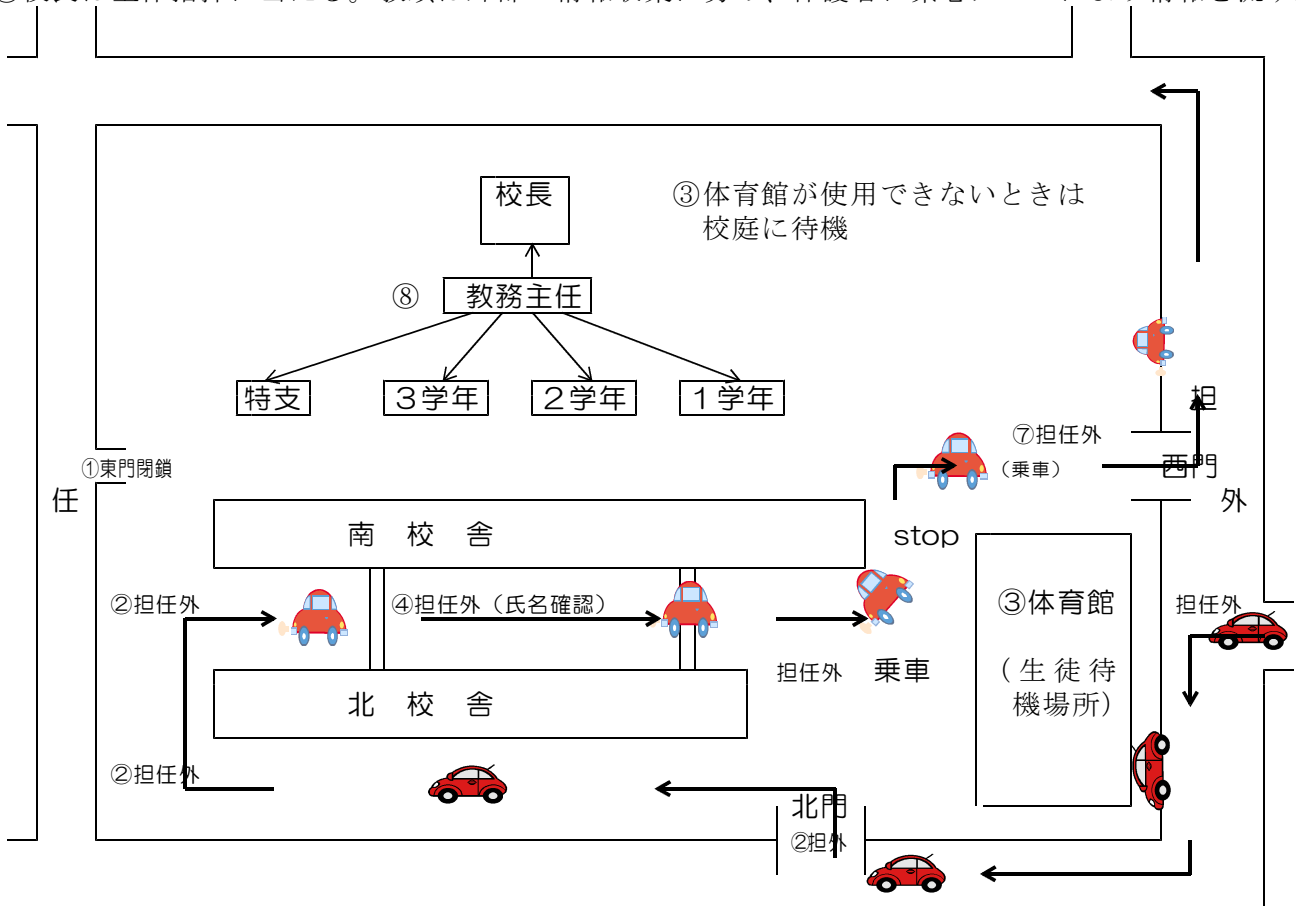
- ① 交通に関する危険予測学習(KYT)の計画的な実施
- ② 加害事故防止も含めた自転車安全指導の徹底
- ③ 個人賠償保険や傷害保険についての生徒生徒・保護者への啓発
- ⑤ 生徒による交通事故危険箇所マップの作成

○災害安全

- ① 災害安全に関する危険予測学習(KYT)の実施
- ② 多様な状況を想定した避難訓練の実施
- ③ 専門家と連携した防災学習の実施
- ④ 校舎内の備品等の転倒・転落防止策の実施
- ⑤ 避難所としての学校の役割についての教職員の共通理解(市町村関係部局との連携)

16 緊急時生徒迎え経路

- ①担任外は東門を閉める。
- ②迎えにきた保護者を北門から中庭へ誘導する。あわせて、中庭での交通整理を行う。
- ③生徒は体育館または校庭で避難隊形で静かに待機する。(担任は生徒の指導をする)
- ④担任外は、迎えにきた保護者名と生徒名を確認し、トランシーバーで学年主任に伝える。
- ⑤学年主任は、迎えにきた保護者名と生徒名を担任に知らせる。
- ⑥担任は、生徒に迎えがきたことを伝え、体育館前に移動するよう指示する。
- ⑦担任外は、体育館前に来た生徒名を確認し、保護者へ引き渡す。
- ⑧体育館または校庭の全体把握は、教務主任が行う。
- ⑨業務員は、コンビニやスーパーに行き、水と食糧の確保をする。その後、地域住民が来た場合に備えて、職員室に待機する。
- ⑩校長は全体指揮に当たる。教頭は外部の情報収集に努め、保護者に緊急メールにより情報を流す。



夜になったら

- ⑪職員・生徒ともに体育館または校舎内で待機させる。
- ⑫迎えに来ない生徒は、通学路の安全を確認した上で、近距離の生徒は職員付き添いのもと下校させる。遠距離の生徒は、職員で手分けをして家まで送り届ける。